

(保 245)

平成23年3月22日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

支払基金における突合点検、縦覧点検の延期について

今般、支払基金より、突合点検、縦覧点検について、「当面、開始時期を延期する」旨の連絡がありましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

突合点検、縦覧点検につきましては、平成23年4月から実施予定となっておりますが、3月8日付け（保 227）「支払基金における突合点検、縦覧点検について」でご連絡申し上げましたとおり、日本医師会として点検実施はやむを得ないものと考えておりますが、点検後の具体的な査定方法につきまして、支払基金と鋭意交渉を続けておりますことをご報告するとともに、貴会会員に対して、電子レセプト請求時に病名漏れなどがないようしっかりご確認いただくよう周知方をお願い申し上げたところです。

今般、3月17日付けで、支払基金理事長から別添のように、基金において、当面、開始時期を延期せざるを得ないと判断がなされ、今後の開始時期については関係団体の理解を得た上で改めて案内する旨の連絡がありました。

つきましては、本件に関しましても、貴会会員へのご周知をお願い申し上げます。

また、日本医師会といたしましては、引き続き点検後の具体的な査定方法等について、支払基金と交渉を続けていく所存でおりますことをご報告申し上げます。

(添付文書)

1. 東北地方太平洋沖地震に伴う突合点検及び縦覧点検等の延期について（お詫びとお願い）（平成23年3月17日付け本営企 000178）



本 営 企 0 0 0 1 7 8

平 成 2 3 年 3 月 1 7 日

日 本 医 師 会

会 長 原 中 勝 征 殿

社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金

理 事 長 河 内 山 哲 朗



東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 に 伴 う 突 合 点 検 及 び 縦 覧 点 検 等 の
延 期 に つ い て (お 詫 び と お 願 い)

平 素 は 、 支 払 基 金 の 業 務 運 営 に ご 理 解 と ご 協 力 を 賜 り ま し て 、 厚 く お 礼 申 し
上 げ ま す 。

さ て 、 去 る 3 月 1 1 日 に 発 生 し た 東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 に 伴 い 、 支 払 基 金 は 、
「 東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 災 害 対 策 本 部 」 を 設 置 し 、 被 災 地 の 医 療 供 給 体 制 の 確
保 に 協 力 を す べ く 、 最 大 限 の 努 力 を 開 始 し て い ま す 。

被 災 地 に 所 在 す る 支 払 基 金 支 部 に お い て は 、 幸 い 事 務 所 の 倒 壊 等 の 直 接 の 被
害 は な か っ た も の の 、 電 力 や 燃 料 の 不 足 な ど に よ り 、 通 常 の 勤 務 が 困 難 な 中 、
3 月 審 査 分 の 業 務 処 理 を 完 遂 す べ く 、 体 制 の 整 備 に 努 め て い ま す 。

し か し な が ら 、 業 務 処 理 の 遂 行 及 び 被 災 地 の 支 援 の た め に 発 せ ら れ る 行 政 当
局 か ら の 要 望 に 的 確 に 対 応 す る た め に は 、 支 払 基 金 本 部 を は じ め 被 災 地 以 外 の
支 部 に 置 い て も 、 変 則 的 な 対 応 を と ら ざ る を 得 ず 、 ま た 、 そ の た め に は 臨 時 的
な コ ン プ ュ ー タ シ ス テ ム の 変 更 も 必 要 と な り ま す 。

こ の た め 、 平 成 2 3 年 4 月 か ら 開 始 を 予 定 し 、 関 係 団 体 と 協 議 し て い た 下 記
の 新 規 事 業 に つ い て は 、 そ れ ぞ れ に 掲 げ る 理 由 に よ り 、 当 面 、 開 始 時 期 を 延 期
せ ざ る を 得 ない と 判 断 い た し ま し た 。

こ れ ら は 、 本 年 1 月 に 策 定 し た 「 支 払 基 金 サ ー ビ ス 向 上 計 画 」 の 一 部 と し て 、
保 険 者 等 の 皆 様 か ら 期 待 を 寄 せ ら れ て い た も の で あ る こ と は 、 十 分 承 知 し て い
ま す が 、 今 次 の 大 震 災 の 復 興 支 援 を 最 優 先 に 取 組 む 必 要 が あ る こ と に つ き ま し
て 、 ご 理 解 と ご 協 力 を 賜 り ま す よ う お 願 い 申 し 上 げ ま す 。

なお、延期した事業の開始時期については、関係団体の理解を得た上で、改めてご案内いたしますので、併せてご理解願います。

記

1 突合点検及び縦覧点検並びに医科電子点数表を参照した算定ルールのチェック

- (1) 大規模なシステム変更を伴うものであり、通常においても予期せぬプログラムの不具合に対処すべく、人的対応可能な体制を整備しておく必要があるが、当分の間、被災地支部においてその体制整備が困難と判断されること。

また、職員及び審査委員の操作研修等の諸準備が整わないこと。

- (2) 宮城支部において、コンピュータシステムに被害が生じ、回復に努めているが不安定な状態であること。また、東京電力及び東北電力による計画停電により、該当する地域の支部のサーバの安定稼働が困難と見込まれること。

- (3) 被災地支援のための臨時のプログラム変更のため、システム担当者の相当数を振り向けざるを得ないこと。

2 払込請求書の一部改正及び診療報酬の資金管理業務の一元化

- (1) 被災地における保険医療機関等への確実な支払の確保を最優先とし、その準備を取り進めていること。

- (2) 被災した保険者等からの診療報酬の納入が困難な場合等が考えられ、委託金の取扱い等の確かな資金管理を行う必要があり、その対応を取り進めていること。